

## ◆通関関係書類の電磁的記録による提出に係るQ&amp;A（黄色網掛け部分は追加・更新事項）

平成30年1月5日更新

No.	設問	回答
1	「通関関係書類の電子化又はPDF等による提出」とありますが、「電子化」と「PDF等による提出」とは異なるのでしょうか。	通関関係書類の「電子化」とは、電子情報(EDI)による通関関係書類の税関への提出を意味し、「PDF等による提出」とは、PDF等の電磁的記録による通関関係書類の税関への提出を意味しております。 具体的な例としては、前者はNACCSのインボイス・パッキングリスト情報登録(IVA)業務、後者はNACCSの申告添付登録(MSX)業務をイメージしていただければと思います。
2	「NACCSにおける貿易手続全般に係る国際物流プラットフォームとしての機能強化」とは何でしょうか。	NACCSにつきましては、輸出入関連業務のみならず、これに関連する民間業務もカバーしておりますので、既に「国際物流プラットフォーム」としての役割を担っております。今般の通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に向けた取組みにおいては、民間の貿易取引における電子化も推進することとしておりますので、こうした民間のシステムとNACCSとの連携を図り、NACCSがカバーできる業務の範囲を広げることによって、NACCSにおける貿易手続全般に係る国際物流プラットフォームとしての機能の強化を目指しているものです。
3	「海上運送状」及び「保険料明細書」の電子化は、どの程度検討が進んでいるのでしょうか。	「海上運送状」の電子化については、平成24年3月に第5次NACCSの船積確認事項登録業務(ACL業務)においてプログラム改変を行い、海上運送状に必要な情報の作成及び交換がNACCSで可能となっております。 「保険料明細書」の電子化については、申告添付登録(MSX)業務を利用した電磁的記録による提出が可能です。また、包括保険に関しても、平成29年10月8日稼働の第6次NACCSに包括保険確認登録(HKA)業務等が新設されたことにより、税関の窓口へ包括保険申請書等(書面)を提出することなく、輸入申告時に包括保険の料金を算出することが可能となります。
4	平成29年度までの取組みに「他法令手続等の電子化の推進」とありますが、すべての他法令手続が電子化の対象となるのでしょうか。	他法令手続の電子化に関して、電子化されていない他法令手続の申請件数の状況等を見極めつつ、関係省庁と協議しながら電子化の推進を検討することとしています。
5	平成29年度以降は全てペーパーレス化され、書面による提出はできなくなるのでしょうか。	平成29年度以降においても、一部書面による手続はありますが、引き続き、通関関係書類の簡素化及びペーパーレス化に係る検討を行うこととしています。
6	通関関係書類の電磁的記録による提出については、航空貨物及び海上貨物の両方を対象としているのでしょうか。	通関関係書類の電磁的記録による提出については、平成25年10月より航空貨物及び海上貨物の両方を対象としております。
7	申告添付登録(MSX)業務を利用して提出した場合と書面(紙)により提出した場合で、審査の開始時間に違いがあるのでしょうか。	審査の開始時間に違いはありません。 原則、書類が提出された順番で審査を開始することとなります。
8	申告添付登録(MSX)業務を利用した場合、申告から許可までの時間は短縮されるのでしょうか。	申告添付登録(MSX)業務を利用した場合、書面(紙)により提出する際に各通関業者の事業所等から税関の窓口へ来署し提出していた時間が省略されますので、申告から許可までの時間は短縮化されるものと考えています。
9	申告添付登録(MSX)業務や申告添付訂正(MSY01)業務は、輸出入申告(EDC/IDC)と同様に通関士しか送信できないのでしょうか。	申告添付登録(MSX)業務や申告添付訂正(MSY01)業務は、通関業法上、通関士による審査が義務付けられる書類の提出には当たりませんので、通関士以外の方が行うことも可能です。
10	予備申告(輸入)も輸入申告(IDC)業務などで申告添付登録(MSX)業務の対象となるのでしょうか。	予備申告(輸入)についても申告添付登録(MSX)業務を利用して通関関係書類を税関へ提出することが可能です。
11	添付書類に誤りがないか確認するために、申告添付登録(MSX)業務を利用して送信する前にファイルを開くことは可能でしょうか。	NACCSセンターが提供しているパッケージソフトを使用して申告添付登録(MSX)業務を行う場合には、同業務の入力画面左側の添付ファイル欄から確認したいファイルを選択していただき、メインメニューの「ファイル」から「添付」→「開く」をクリックしていただくことにより、送信前にファイルを開くことが可能です。

No.	設問	回答
12	申告添付一覧照会(IMS)業務は、例えば利用者コード等でまとめて照会することは可能でしょうか。	申告添付一覧照会(IMS)業務は、申告単位での照会となるため、利用者コード等でまとめて照会することは出来ません。
13	添付ファイルの真正性の観点から、Word又はExcelで作成されたファイルについて、意図的でなくともミスで上書きされる等、書き換えられる可能性を不安視しています。税関に提出された当該ファイルについて上書きできない仕組みになっているのでしょうか。	税関に提出されたファイルについて、税関側で訂正(上書き)、削除等は出来ない仕組みです。
14	申告添付登録(MSX)業務により税関に提出した書類をNACCSの業務により確認・取得することはできるのでしょうか。	NACCSの業務により申告添付登録(MSX)業務により税関に提出した書類を確認・取得することはできませんが、添付した書類の一覧を照会する業務(申告添付一覧照会(IMS)業務)により、申告ごとに添付されたファイル一覧を照会することは可能です。NACCSセンターが提供しているパッケージソフトを使用してMSX業務を行った場合には、同業務を送信した端末の送信済フォルダから確認することが可能です。なお、送信済電文を長期間にわたり保存された場合、端末性能にもよりますがパッケージソフトの動きが悪くなる可能性がありますので、適宜、電文の別媒体への移動や削除をお願いします。
15	申告添付登録(MSX)業務は、輸出入申告後に行うとのことですが、システムの仕様上は可能である事項登録(EDA/IDA)後に行うは行けないのでしょうか。また、事項登録後、輸出入申告前に行った場合は非違となるのでしょうか。	税関への書類提出が省略された区分1の申告については、輸出入者において保存していただくこととなりますので、書類の保存を適切に行うためにも、税関への書類の提出の要否が明らかとなる輸出入申告後の添付登録をお願いします。なお、事項登録後、輸出入申告前に申告添付登録(MSX)業務を行った場合であっても直ちに非違とすることはありません。
16	申告添付登録(MSX)業務を利用した場合に添付ファイルを誤った場合や、税関から追加で書類の提出を求められた結果、10MBを超えることとなり、改めて全ての書類を書面(紙)により提出することとなった場合は非違となるのでしょうか。	添付ファイルが誤ったことをもって直ちに非違とはしません。また、税関から追加で書類の提出を求めた結果、申告添付登録(MSX)業務の容量を超えることとなり、改めて全ての書類を書面(紙)により提出することとなった場合についても、非違とすることはありません。
17	輸出入申告の日の翌日から3日以内に申告添付登録(MSX)業務を行わなかった場合は、非違として扱われるのでしょうか。	現行の書面(紙)による提出と同様の取扱いとなっており、3日以内に書類の提出が行われなかったことをもって直ちに非違とはしませんが、書類が提出されなければ審査を開始することができませんので必ず3日以内に申告添付登録(MSX)業務を行ってください。なお、簡易審査扱い(区分1)であって書類の提出が必要な場合は、輸出入の許可の日の翌日から3日以内にMSX業務を行ってください。
18	申告添付登録(MSX)業務を利用して通関関係書類の登録を行った場合、書類の提出時期は何時の時点になるのでしょうか。	書類の提出時期については原則としてNACCSに登録された時となりますが、税関官署の開庁時間外において申告添付登録(MSX)業務を行った場合は、税関官署の翌開庁日の開始時間が税関へ書類を提出した時期時点となります。
19	税関官署の開庁時間外においても申告添付登録(MSX)業務を行うことは可能とのことですが、休日の場合でも同様に行えるのでしょうか。	休日においても、申告添付登録(MSX)業務を行うことは可能です。この場合、税関官署の翌開庁日の開始時間が税関へ書類を提出した時期時点となります。なお、夜間・休日等の税関の開庁時間外において輸出入の許可までを必要とする場合には、従前どおり、あらかじめ開庁時間内に、開庁時間外の事務の執行を求める届出申請を行ってください。
20	申告添付登録(MSX)業務を利用して書類を提出した場合、税関側は書類の受領をどのように確認するのでしょうか。	申告添付登録(MSX)業務を利用して書類を提出した場合、添付番号が先に行った輸出入申告情報と紐付けされ、税関に通知されますので、この時点で税関側は書類を受領したことを確認することとなります。
21	税関へ添付番号通知がされた後、税関が当該通知を確認した旨(例えば電子メールの開封通知)は分かるのでしょうか。	電子メールの開封通知のような、税関が添付書類を確認したことを通知する機能はありません。
22	申告添付登録(MSX)業務を行った後に、輸出入申告内容の変更を行った場合、申告添付登録(MSX)業務は再度行う必要があるのでしょうか。	申告添付登録(MSX)業務を行った後に、輸出入申告内容の変更を行った場合であっても、先に行ったMSX業務は、新たな申告番号に紐付くこととなりますので、再度MSX業務を行っていただく必要はありません。ただし、輸出入申告内容の変更に伴い、通関関係書類の訂正等がある場合には、あらかじめ税関へ申し出たうえで、申告添付訂正(MSY01)業務により訂正等を行っていただく必要がありますのでご留意ください。

No.	設問	回答
23	当初の輸出申告において申告添付登録(MSX)業務を利用して許可を受けた場合について、輸出許可内容変更に係るMSX業務を行うことは可能でしょうか。	輸出の許可後において船積情報登録又は搭載完了登録の前であれば、輸出許可内容変更申請(EAC)業務実施後に、あらかじめ税関へ申し出たうえで、申告添付訂正(MSY01)業務により行うことが可能です。 ただし、当初申告において書面(紙)で通関関係書類を提出していた場合は、引き続き書面(紙)により提出してください。
24	輸出許可内容変更申請(EAC)に伴い申告添付訂正(MSY01)業務を行い、書類を追加した結果、添付ファイル容量が10MBを超えてしまった場合は、どのようにすればよいでしょうか。	申告添付訂正(MSY01)業務によることなく、輸出許可内容変更申請控及び輸出許可内容変更に係る書類を書面(紙)により提出してください。
25	輸出許可内容変更申請(EAC)を行った場合、いつまでに輸出許可内容変更に係る書類を提出する必要があるのでしょうか。	輸出の許可内容変更申請(EAC)を行った場合であって書類の提出が必要となる時は、当該申請の日の翌日から3日以内に申告添付登録(MSX)業務/申告添付訂正(MSY01)業務により輸出許可内容変更に係る書類を提出する必要があります。ただし、当該申請の日の翌日から3日以内に船積情報登録又は搭載完了登録を行う場合は、その時までMSX業務/MSY01業務を行ってください。なお、当初申告において書面(紙)により通関関係書類を提出していた場合は、引き続き書面(紙)により提出してください。
26	通関関係書類を税関に提出しない場合、輸出入者において書類の保存を必要があるとのことですが、PDF等の電子媒体(スキャナ等)で保存することは可能でしょうか。	現状においては、税関に提出しない通関関係書類をPDF等の電子媒体(スキャナ等)で保存する場合は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(電子帳簿保存法)に基づき、税関長の承認を受けたうえで、同法に規定された要件を満たした方法で保存する必要があります。 電子帳簿保存法に規定された電子媒体の保存の要件は、電子帳簿保存法施行規則において具体的に規定されており、 ① スキャナの解像度が一定以上(8ドット・256階調以上)であること。 ② スキャナで読み取る際に電子署名及び電子スタンプを行うこと。 ③ 記録の訂正又は削除を行った場合、これらの事実及び内容を確認することができること。 ④ 記録事項の検索機能が確保されていること。 等といった要件を満たす必要があります。
27	通関関係書類を税関に提出しない場合であって、輸出入者が書類をPDF等の電磁的記録で保存するための要件について、今後見直す予定はあるのでしょうか。	平成29年10月以降の通関関係書類の電磁的記録による提出の実施状況を見つつ、見直しの要否について検討してまいります。
28	通関業法に基づく申告書等の保存は、PDF等により行ってもよいのでしょうか。また、その際は電子帳簿保存法の適用を受けるのでしょうか。	通関業法に基づく申告書等の保存は、PDF等の電磁的記録を電磁的記録媒体に保存することによって行うことが可能です。その際は、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信技術の利用に関する法律」の適用を受けます。
29	申告添付登録(MSX)業務における1ファイルの容量は最大3MB、合計で最大10MBということですが、今後、添付可能な容量の見直しはされるのでしょうか。	平成29年10月8日稼働の第6次NACCSIにより、申告添付登録(MSX)業務における合計容量が3MBから10MBに拡大され、また、1ファイルの容量については、平成30年1月から3MBに拡大されたところで、今後のデータ容量の拡大については、その後の利用状況を踏まえつつ検討したいと考えております。
30	申告添付登録(MSX)業務を行う際に、あとどの位ファイルを添付することができるのかといった残容量が表示されるのでしょうか。	申告添付登録(MSX)業務を行う際には、あとどの位ファイルを添付することができるのかといった残容量の表示はされませんが、添付可能な容量等を超えた場合は、利用者側へエラーメッセージが通知されます。 また、添付した書類の一覧を照会する業務(申告添付一覧照会(IMS)業務)により登録可能な残りの容量を確認ことができ、また、申告添付訂正(MSY01)業務を行う際にも、登録可能な残りの容量は表示されます。
31	申告添付登録(MSX)業務の添付ファイルサイズチェックは、システム上どのように行われるのでしょうか。	申告添付登録(MSX)業務実施時点のファイルサイズでチェックを実施しております。
32	申告添付訂正(MSY01)業務を利用して誤った添付ファイルを削除した場合、削除したファイル分について、残りの登録可能ファイル数と容量から控除されるのでしょうか。	申告添付訂正(MSY01)業務を利用して提出済みの添付ファイルを削除した場合でも、その削除分は残りの登録可能ファイル数と容量から控除されませんので留意願います。
33	税関から追加で書類の提出を求められた結果、10MBを超えることとなった場合においても、登録済みのファイルを削除したうえで、全て書面(紙)により税関の窓口へ提出しなければならないのでしょうか。	その通りです。 結果として、10MBを超えることとなった場合には、全ての登録済みのファイルを削除(申告添付訂正(MSY01)業務の提出区分を「A」(窓口提出)に変更)したうえで、全ての通関関係書類について書面(紙)により税関の窓口へ提出をすることとなります。 なお、MSY01業務により「A:窓口提出」に切替えた場合は、添付ファイルは全て自動的に削除されますので、別途、当該業務で削除を行う必要はありません。

No.	設問	回答
34	添付容量が10MBを超える場合、一部の通関関係書類について添付ファイル登録(MSB)業務により提出することは可能ですか。	添付容量が10MBを超える場合には、全ての通関関係書類について、申告添付登録(MSX)業務によることなく、書面(紙)により提出していただくこととなり、添付ファイル登録(MSB)業務により提出することは出来ません。 なお、カタログ等輸出入申告の審査における参考資料については、MSB業務を利用して提出することも可能です。
35	申告添付登録(MSX)業務により通関関係書類を提出する場合で、カタログ等の原本保存を要しない参考資料を提出する時、添付ファイル登録(MSB)業務を利用せずに、当該参考資料を書面(紙)により提出することは可能でしょうか。	申告添付登録(MSX)業務を利用して通関関係書類を提出した場合であっても、カタログ等の原本保存を要しない参考資料については書面(紙)により提出することも可能です。
36	申告添付訂正(MSY01)業務を利用して訂正する書類を提出した結果、容量を超えることとなった場合、訂正後の書類を添付ファイル登録(MSB)業務を利用して提出してもよいでしょうか。	添付ファイル登録(MSB)業務により提出された書類はNACCSにおいて原本保存がされませんので、容量を超えることとなった場合は、提出方法を窓口提出に切り替え(申告添付訂正(MSY01)業務の提出区分を「A」(窓口提出)に変更)た上で、全ての通関関係書類を書面(紙)により税関に提出してください。
37	添付ファイル登録(MSB)業務を利用して税関に提出した書類は、システムにより自動で輸出入申告情報と紐付けされるのでしょうか。また、MSB業務を利用して、カタログ等の原本保存を要しない参考資料を提出する場合、事前に税関へ連絡する必要はあるのでしょうか。	添付ファイル登録(MSB)業務は輸出入申告情報と紐付けがされませんので、送信する際には、通信欄及びファイル名にどの輸出入申告に係る書類であるか明確に特定できるよう申告番号等を付記してください。 また、MSB業務を利用する際には、事前に税関に電話等で連絡してください。なお、申告添付登録(MSX)業務又は申告添付訂正(MSY01)業務の通信欄にMSB業務を利用する旨を記載した場合は、税関への電話連絡等は原則として不要とします。詳しくは各税関官署へお問い合わせ下さい。
38	区分1で提出を要する「1Y」とされた申告の場合、いつまでに申告添付登録(MSX)業務を利用して書類を提出すればよいでしょうか。	輸出入の許可の日の翌日から3日以内(行政機関の休日の日数は算入しない。)に申告添付登録(MSX)業務により通関関係書類を提出してください。
39	航空貨物の輸出入申告に際して、申告添付登録(MSX)業務を利用して通関関係書類を提出した場合、「輸出入申告控」の提出を省略することですが、通関関係書類を書面(紙)で提出する場合には、引き続き「輸出入申告控」を提出する必要があるのでしょうか。	必要ありません。 通関関係書類を書面(紙)で提出する場合には、通関関係書類に申告番号、申告等年月日、申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項を付記して、輸入申告を行った税関官署の通関担当部門へ提出してください。
40	書類区分「全て:AL」や「その他:OT」で提出する場合に、紙で提出する場合と同じ順に並べた状態で提出するとのことですが、具体的にはどのような順番でしょうか。	現在、書面(紙)で税関に提出する場合は、計算書、インボイス、パッキングリスト、船荷証券、保険料明細書、商品説明書等の順番で提出いただく慣習となっているところですが、電磁的記録により「全て:AL」として提出いただく場合も、可能な限り同様の順番での提出をお願いするものです。
41	申告添付登録(MSX)業務を利用する場合の提出パターンが例示されていますが、これによらない方法による提出は認められないのでしょうか。	資料に記載しているとおり、以下の4つのパターンを基本としておりますが、これによらない方法により提出したい方は、予め申告先税関官署にご相談ください。 ①書類区分ごとに分けてそれぞれ提出。この場合、書類区分ごとの複数ファイルにより提出される。 ②インボイス「IV」とその他の書類「OT」の2種類のファイルによる提出 ③船荷証券・航空運送状「BL」とその他の書類「OT」の2種類のファイルによる提出 ④全ての書類を1つのファイルにまとめて「AL」として提出
42	申告添付登録(MSX)業務を利用して複数のファイルを出す場合、それぞれのファイルは異なるファイル名で提出する必要がありますでしょうか。	複数のファイルを出す場合は、それぞれ異なるファイル名で提出をお願いします。ただし、申告添付訂正(MSY01)業務を利用し、添付登録済みのファイルを削除して新たなファイルを追加登録する場合は、削除したファイルと新たに登録するファイルが同じファイル名でも提出が可能です。
43	申告添付登録(MSX)業務を利用して提出する場合、書類区分を選択の上、提出することですが、例えばインボイスが3MBを超えるため複数枚に分ける必要が生じた場合、同一の書類区分で複数添付すること(例えば「IV」が5つ)は可能でしょうか。	同一の書類区分であっても、異なるファイル名であれば提出することを可能としております。その際には、書類の順番がわかるようなファイル名(例えば、IV1、IV2、IV3・・・)としてください。
44	書類区分「全て:AL」の場合でも1ファイル3MBまでしか申告添付登録(MSX)業務は行えないのでしょうか。	その通りです。 1つのファイルにまとめた結果、容量が3MBを超える場合には、ファイルを書類区分毎に分割するか、書類区分「AL」を複数ファイルに分割して申告添付登録(MSX)業務を行うこととなります。

No.	設問	回答
45	書類区分「全て：AL」や「その他：OT」の中にカタログや商品説明書等の原本保存を要しない参考資料を含めてもよいでしょうか。	カタログ等の参考資料であって原本保存を要しない書類についても、申告添付登録(MSX)業務を利用して提出することは可能ですが、添付容量に限りがありますので、その点ご注意ください。
46	訂正等を行う場合には、税関へ電話等によりあらかじめ申し出た後に実施するとのことですが、情報伝達業務(MSA)により実施しても差し支えないでしょうか。	税関職員が確実に認知可能な方法により申し出ていただくことを想定しており、電話のほか、情報伝達業務(MSA)等による連絡についても可能です。
47	原本性の確認が必要な書類又は通関数量等の裏落としを必要とする書類について、申告添付登録(MSX)業務により提出された書類により審査を行い、書面(紙)による確認が不要と判断した場合は許可後に原本を提出・提示することになるとのことですが、書面(紙)による確認が必要と判断した場合はどのような取り扱いになるのでしょうか。	書面(紙)による確認が必要と判断した場合には、税関から担当者へ連絡することになり、税関窓口に提出・提示していただいた原本により審査を行ったうえで、輸出入の許可を行うこととします。
48	原本性の確認が必要な書類、通関数量等の裏落としを必要とする書類及び法令所管省庁から原本により他法令確認を行った上で許可することを要請された場合とは、具体的にどのような書類でしょうか。	別紙「輸出入の許可の日の翌日から3日以内に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」及び「輸出入の審査の際に原本を書面により提出又は提示する必要があるもの」の取扱いについてをご覧ください。
49	通関数量等の裏落としを必要とする書類を電磁的記録により提出する場合の具体的な取扱いとはどのようなのでしょうか。	電磁的記録により提出する際には、申告番号や通関数量等を記載したうえで提出してください。また、輸出入の許可の日の翌日から3日以内(行政機関の休日の日数は算入しない。)に原本を税関に提示して、押印してもらってください。
50	電磁的記録により書類を提出した場合であって、原本性の確認が必要な書類又は通関数量等の裏落としを必要とする書類を税関に提出・提示する必要がある場合については、その書類のみを税関に提出・提示すればよいのでしょうか。また、区分1で提出を要する場合の取扱いも同じ取扱いでしょうか。	原本性の確認が必要な書類又は通関数量等の裏落としを必要とする書類以外で、申告添付登録(MSX)業務により提出された書類(仕入書や船荷証券等)は、NACCSIにおいて原本保存されますので、それらの書類を改めて書面(紙)で提出する必要はなく、原本性の確認が必要な書類又は通関数量等の裏落としを必要とする書類のみを提出・提示してください。その際、どの輸出入申告に係る書類であるかを容易に判別できるよう原本に申告年月日や申告番号等を明記していただきますようお願いいたします。なお、輸出入申告控又は関係書類提出票の添付により明記に代えることも可能です。また、区分1で提出を要する場合についても同様です。
51	書面(紙)の原産地証明書を手入する前に、輸出者から入手した原産地証明書のPDF等電磁的記録により、輸入申告及び申告添付登録(MSX)業務を行えるでしょうか。	書面(紙)の原産地証明書が輸入者の手元に到着していない場合でも、入手したPDF等電磁的記録により、輸入申告及び申告添付登録(MSX)業務を行うことも認められます。ただし、200dpi以上の解像度かつカラーでスキャンした電磁的記録により提出いただくことが必要です。また、提出された原産地証明書が不鮮明であり記載内容を正確に確認できない場合など、税関の審査・検査に支障があると認められる場合には、再提出を求められる場合がありますのでご注意ください。
52	電磁的記録により提出した原産地証明書が不鮮明等の理由により税関から原産地証明書(書面)の提出を求められた場合であって、原産地証明書(書面)が手元にない等の理由により直ちに提出することが困難なときは、輸入許可前引取り承認申請を行うことが可能ですか。	関税額に相当する担保を提供していただければ、輸入許可前引取り承認申請を行うことは可能です。
53	申告添付登録(MSX)業務を利用して税関に提出した原産地証明書はNACCSIにおいて原本保存されるのでしょうか。	そのとおりです。 ただし、200dpi以上の解像度かつカラーでスキャンした電磁的記録により提出いただくことが必要です。
54	原本性の確認が必要な書類又は通関数量等の裏落としを必要とする書類については、申告添付登録(MSX)業務により提出した場合であっても、改めて書面(紙)による提出が必要とのことですが、書面(紙)提出の要否に係る判別は申告毎に可能となるのでしょうか。	輸出入申告等控、輸出入許可通知書等の「区分」欄の4桁目に、原本性の確認が必要な書類等が含まれるか否かの識別コードが表示されます。識別コードの詳細については、「通関関係書類の電磁的記録による提出に関する原本提出等の識別コード表示欄について」をご参照ください。
55	原則、白黒のファイルでの提出を可能としているとのことですが、カラーでの提出は認められないのでしょうか。	カラーのファイルで提出しても問題はありませんが、添付容量に限りがありますのでその点ご注意ください。 なお、原産地証明書については、200dpi以上の解像度かつカラーでの提出が要件となります。

No.	設問	回答
56	原産地証明書について、これまでと同様に、審査の際には申告添付登録(MSX)業務を利用して白黒で提出し、許可後に書面により提出することは可能か。	申告添付登録(MSX)業務を利用して原産地証明書を提出する場合には、200dpi以上の解像度かつカラーのファイルによる提出を要件としていますので、白黒のファイルにより提出することは認められません。白黒のファイルで提出された場合には、申告添付訂正(MSY01)業務により、カラーのファイルを再提出していただく必要があります。また、何らかの事情でカラーのファイルによる提出ができない場合は、原産地証明書原本を含め、全ての申告関係書類を書面により提出していただくことも可能です。
57	NACCSの貿易管理サブシステム(旧JETRAS)等、NACCSと統合又はインターフェースしているシステムを利用した他法令手続に関して、許可・承認書等の提出はどうなるのでしょうか。	NACCSと統合又はインターフェースしているシステムにより他法令確認を行うものについては、従来どおり許可・承認書等の提出は不要です。
58	税関において原本性の確認を必要としない他法令に基づく許可・承認書とは具体的に何でしょうか。	医薬品医療機器等法(一部を除く。)、植物防疫法、家畜伝染病予防法及び食品衛生法に基づく許可・承認書等については、写しによる他法令確認を可能としております。
59	動物検疫・植物防疫の手続が必要となる輸出申告については、検疫所等から相手国送付用の証明書原本と税関提出用の証明書の2部が交付されますが、どのように提出すればよいのでしょうか。	輸出貨物に係る植物防疫法及び家畜伝染病予防法に基づく許可・承認書等についても、写しによる他法令確認を可能としております。検疫所等から交付される相手国送付用又は税関提出用の証明書の写しを税関に提出してください。
60	申告添付登録(MSX)業務を利用して仕入書を出す場合、線引きしたもの・補足事項を書き込みしたものを送付しても構わないのでしょうか。	インボイスの品目数が多く、分類が多数となる場合は、通関審査の効率化の観点から、線引き等を行ったインボイスを添付していただきたいと思いますので問題ありません。
61	会計検査院に提出する必要がある通関関係書類について、書面(紙)による提出が不要となるのはどのような場合でしょうか。	会計検査院に提出する必要がある通関関係書類のうち、申告添付登録(MSX)業務により提出され許可等を受けた申告等に係る通関関係書類(※1)については、原則として書面(紙)による提出が不要となります。(※2) また、区分1となった輸入申告については原則として提出を省略できるようになります。 (※1) NACCSで行われた特例申告、修正申告、関税等更正請求、石油製品等移出(総保出)輸入申告についても、同様に書面(紙)による提出が不要となります。 (※2) ファイル容量超過や他法令手続等のためすべての通関関係書類を電磁的記録により提出できなかった場合には、申告控に通関関係書類を添付したものを書面(紙)で2部提出する必要があります。
62	輸入申告をしたところ審査区分が区分1になったのですが、「区分」欄に「Y」が表示されています。この場合、書面(紙)による通関関係書類の提出は必要なのでしょうか。	会計検査院への通関関係書類の提出が必要な輸入申告のうち区分1となったものについては、「提出が必要な書類が存在する」という意味を示す「Y」が審査区分欄に表示されますが、他法令手続等、他の理由で通関関係書類を提出する必要がない場合には、通関関係書類の提出を省略することは可能です。 こちらについては、今後、システムの仕様変更を予定しております。時期等の詳細が決まりましたら、別途お知らせします。
63	申告添付登録(MSX)業務を利用して提出が可能な減免戻し税関関係書類は何でしょうか。	関税定率法又は関税暫定措置法の規定に基づく減免戻し税関関係書類については、原則として申告添付登録(MSX)業務を利用して提出することが可能です。 ただし、原本を書面により提出又は提示する必要がある減免戻し税関関係書類については、輸出入審査の際又は輸出入の許可の日の翌日から3日以内(行政機関の休日の日数は算入しない。)に原本を書面により提出する必要があります(Q&A No.48参照)。 また、分割輸入の場合の裏落し、税関からの返付や交付行為が必要なものについては、MSXで提出した場合であっても、事後的に書面を税関に提出する必要があります。また、生地見本はMSXで提出することができないため、別途税関にご提出願います。
64	荷主等から受け取る通関関係書類のデータは、税関へ提出する必要のない書類も含まれており、税関への提出に係る仕分け(データの切り分け)が非常に困難となるため、税関へ提出する必要のない書類も一括して申告添付登録(MSX)業務により提出してもよろしいのでしょうか。	輸出入申告に際して提出が必要な通関関係書類は、輸出入の許可の判断のために必要な書類を提出いただくこととなりますので、税関へ提出する必要のない書類についてはその提出を控えてください。
65	輸出申告において申告添付登録(MSX)業務を行った後、申告先の部門や官署に変更があった場合、当該業務により提出した通関関係書類は変更後の部門に引き継がれるのでしょうか。	輸出申告において申告添付登録(MSX)業務を行った後、申告先の部門に変更があった場合は、自動的に変更後の部門へ引き継がれますが、申告先の官署に変更があった場合は、これまでどおり、輸出申告変更(EDY)業務を利用して改めて変更後の官署に輸出申告を行うことによって、MSX業務により提出した通関関係書類は官署変更後の部門へ自動的に引き継がれることとなります。

No.	設問	回答
66	申告添付登録(MSX)業務を行った後、申告先の部門に変更があった場合、当該業務により提出した通関関係書類は変更後の部門に引き継がれるのでしょうか。	申告先の部門に変更があった場合、申告添付登録(MSX)業務により提出した通関関係書類については、自動的に変更後の部門へ引き継がれます。
67	申告添付登録(MSX)業務を行った後、改装・仕分けを行うこととなり申告が2つに分割された場合、電磁的記録により提出した書類はどの申告に引き継がれるのでしょうか。	申告添付登録(MSX)業務により提出された書類は、当初の申告に引き継がれますので、申告添付訂正(MSY01)業務により提出済みの書類を訂正して下さい。なお、申告の分割に伴い新たにを行う申告に係る通関関係書類については、新たにMSX業務又は書面(紙)により通関関係書類を提出していただくこととなります。
68	申告添付登録(MSX)業務を利用した場合、税関の担当者が分かるような仕組みとなっているのでしょうか。	システム上、税関の担当者が分かるような仕様とはなっておりませんので、担当者については個別にお問合わせください。
69	税関の窓口へ書面(紙)により書類を提出した場合は、税関へ赴いた際に、税関における審査の進捗状況が把握可能でしたが、申告添付登録(MSX)業務を利用した場合でも、審査の進捗状況の把握は可能となるのでしょうか。	システム上、審査の進捗状況が分かるような仕様とはなっておりませんので、審査の進捗状況については個別にお問い合わせください。
70	通関関係書類を電磁的記録又は書面のいずれかにより提出したかの区別について許可書に表示してもらえないのでしょうか。	現在のところ、通関関係書類を電磁的記録又は書面のいずれかにより提出したかの区別について許可書に表示させる予定はありません。
71	申告添付登録(MSX)業務を利用する場合、ファイルのウィルスチェックは税関側又は送信者側のどちらが行うのでしょうか。仮にウィルスに感染したファイルを送信してしまった場合、送信者側に責任があるのでしょうか。	NACCS利用者は、システム利用規程において、ウィルス対策等を施すこととされており、ウィルスに感染したファイルを送信した場合で送信者側に責がある時にはその責任を問われることとなります。そのため、申告添付登録(MSX)業務を行うにあたっては、ファイルのウィルスチェックを適切に行ってください。
72	輸出免税を受けるために必要となる輸出証明申請書を、申告添付登録(MSX)業務を利用して提出することができるのでしょうか。	酒税等の内国消費税の輸出免税を受けるために必要となる輸出証明書についても、申告添付登録(MSX)業務により提出することができますが、輸出の許可の日の翌日から3日以内(行政機関の休日の日数は算入しない。)に2通(原本・交付用)を書面により提出していただく必要があります。
73	遠隔地の税関に申告した場合であって、通関関係書類の追加等により、添付ファイル容量が10MBを超えてしまったときも、書面(紙)により提出しなければならないのでしょうか。	その通りです。 遠隔地の税関に申告した場合であって、結果として、容量が10MBを超えることとなったときは、全ての登録済みのファイルを削除(申告添付訂正(MSY01)業務の提出区分を「A」に変更)したうえで、全ての通関関係書類について書面(紙)により提出をすることとなります。 なお、郵送での提出も認められておりますが、詳細については、「輸出入申告官署の自由化の実施等に伴う実務上の事項について」の別紙4をご参照ください。